31静保健障推第3804号

令和２年３月17日

指定特定

相談支援事業者　様

各

　 指定障害児

静岡市長　田辺　信宏

（保健福祉長寿局健康福祉部障害者支援推進課）

計画相談支援のモニタリングに係る事務手続の一部変更について

平素は本市の福祉行政につきまして、ご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

　さて、この度相談支援部会ワーキンググループ活動を通した意見等により、支援者、利用者双方の負担軽減を目的とし、下記のとおりモニタリングに係る事務手続の一部を変更致します。

　各事業所におかれましては、お忙しいところお手数とは存じますが、下記及び別紙の資料等を確認の上、対応いただきますようお願い申し上げます。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

施行日：令和２年４月１日

|  |  |
| --- | --- |
| 変　更　前 | モニタリングに、同意日及び利用者等の同意の署名が必要。その上で、市（各区障害者支援課）に提出する。  報告書に署名等の記入を依頼  報告書（写）を市に提出  モニタリング  報告書を作成  モニタリング  実施 |
| 変　更　後 | モニタリング様式の中から、同意日及び利用者等の同意の署名欄を削除。それに伴い、訪問時に別紙「モニタリング実施記録票」の記入(署名)を利用者等（児は保護者）に依頼する。  モニタリングについては、今までどおり市（各区役所障害者支援課）に提出するが、「モニタリング実施記録票」については、事業所で保管する。  モニタリング  報告書を作成  モニタリング実施と併せ利用者等にモニタリング実施記録票の記入（署名）を依頼  報告書（写）を市に提出 |

※１なお、計画（案）及び本計画の同意日及び署名については、基準省令において文書による利用者等の同意が必須であるため、従前どおりの取扱いであることを申し添えます。

※２実施記録票については、実地指導時に確認させていただくことがありますのでご留意ください。

＜問合せ先＞

障害者支援推進課

自立支援係

TEL　（054）221-1098

　FAX　（054）221-1091